

し尿処理業務権能の市への移管に伴う  
廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

<改正の背景>

市内のくみ取りし尿等の処理権能者である道央地区環境衛生組合が、平成27年3月の解散を予定しています。それ以降のし尿等処理業務を市が行うため、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正を必要とするものです。

<主な改正概要>

- 1 一般廃棄物に関する規定にし尿及び浄化槽汚泥を含めることで、し尿処理を市が行うものとしします。
- 2 し尿等（搬入）処理手数料が現行の条例では規定されていないので、新たに手数料を追加します。  
手数料は、道央地区環境衛生組合の「道央地区環境衛生組合し尿処理に関する条例」で規定されている現行料金と同じ20リットルにつき21円とします。
- 3 し尿浄化槽清掃業許可手数料と同許可更新申請手数料等が、現行の条例では規定されていないので追加します。手数料は、市の一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料、同許可更新申請手数料等と同額にすることとします。
- 4 許可事業者が各家庭等からし尿等を収集運搬し、下水処理センターに搬入する仕組みは変えません。